

岬町介護保険運営協議会公募委員募集要領

岬町では、老人福祉法、介護保険法及び岬町介護保険条例の規定に基づき、高齢者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るに当たり、関係者等の幅広い参画を得て、その意見を反映させることを目的として、岬町介護保険運営協議会を設置しています。この会議に、委員として参画していただける方を次のとおり募集します。

- 1 応募資格 次の要件をすべて満たす方
 - ① 町内に在住又は町内の事業所等に勤務されている方で満 18 歳以上の方
 - ② 高齢者保健福祉の推進に理解と熱意のある方
 - ③ 平日の会議に出席が可能な方
 - ④ 地方公共団体の議員または常勤の職員でない方
- 2 募集人数 2人以内
- 3 任 期 町長の委嘱の日（令和8年4月予定）から令和10年3月
- 4 職務内容 町が年2～4回程度開催する会議に出席し、町の計画案に対する意見を述べていただくことや、町が各種事業を進めていく過程において、その実施状況の審議に参加していただきます。
- 5 報 酬 18,900円（年額）
- 6 応募方法 「岬町介護保険運営協議会委員応募用紙」に必要事項を記入のうえ「高齢者の健康、社会福祉、介護保険などに関するあなたの意見・提言」などを400字程度（様式は自由）にまとめ、別の用紙に住所、氏名、生年月日、性別、昼間連絡が可能な連絡先を記入し、持参または郵送（メール・FAX 可）で提出してください。
- 7 応募期間 令和8年3月5日（木）から3月19日（木）
（持参の場合は、3月19日（木）必着。郵送の場合は、3月19日（木）の消印まで有効です。）
- 8 提出先 〒599-0392 岬町深日 2000 番地の 1 岬町しあわせ創造部高齢福祉課
TEL：072-492-2716 FAX：072-492-5814
E-mail: koureifukushi@town.osaka-misaki.lg.jp
- 9 選考
 - ・選考は、提出された意見、提言等により行い、選考結果については、全応募者に対し郵送で通知します。
 - ・提出された作文は返却いたしません。
 - ・個人情報については、目的以外に使用しません。ただし、選考により委員として委嘱される方については、町のホームページで氏名を公表します。